

# 排水設備の技術基準について(抜粋)

2026.1.1

## 1 排水管の内径・勾配(千葉市排水設備確認申請審査基準 第5条)

<表2-1> 污水管

排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾 配
150未満	100以上	2.0／100
150以上 300未満	125以上	1.7／100
300以上 500未満	150以上	1.5／100
500以上	200以上	1.2／100

④ 2.9人／戸としています

<表2-2> 雨水管又は合流管

排水面積(m <sup>2</sup> )	排水管の内径(mm)	勾 配
200未満	100以上	2.0／100
200以上 400未満	125以上	1.7／100
400以上 600未満	150以上	1.5／100
600以上 1500未満	200以上	1.2／100
1500以上	250以上	1.0／100

<適用注意(表2-1、2-2)>

①地形等の状況により勾配が表2-1・2-2によることができない場合、管内流速を0.6m/sから3.0m/sの範囲内  
(雨水・合流管の管内最低流速は0.8m/s)

②一つの建築物(又は敷地)から排除される汚水(雨水又は雨水を含む下水の一部)の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下は内径75mmで勾配3/100以上

③排水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において樹又は、掃除口

(例) 排水管の内径が100mmの場合  
0.1m × 120倍=12m以下に樹又は掃除口

## 2 排水管の土被り(千葉市下水道条例施行規則 第3条)

<表3-1> 排水管の土被り

公道内	土被り75cm以上
私道内(幅員4m未満)	45cm以上
私道内(幅員4m以上)	75cm以上
宅地内	20cm以上



## 3 樹の深さ、大きさ(千葉市排水設備確認申請審査基準 第5条)

<表4-1> 汚水樹の大きさ

(単位cm)

深さ	大きさ(種類)		
	コンクリート樹	合成樹脂樹	小口径樹
60未満	内法 幅30以上	内径30以上	内径15以上
60以上 80未満			
80以上 120未満	幅40以上	40以上	20
120以上 150未満			

<適用注意(表4-1)>

①耐久性、水密性のもの  
②コンクリート製汚水樹の底部にはインバートを設け、流入・流出側は2cm程度の落差

<表4-2> 雨水樹の大きさ

(単位cm)

深さ(管底)	大きさ(種類)		
	コンクリート樹	合成樹脂樹	小口径樹
60未満	内法 幅30以上	内径30以上	内径15以上
60以上 80未満			
80以上 120未満	幅40以上	40以上	20
120以上 150未満			

<適用注意(表4-2)>

①深さ15cm以上の泥溜  
②蓋は污水樹と区別  
③樹は浸透樹にする事が可

## 4 確認申請の平面図に表示するもの(下水道条例施行規則 第4条)

- (1) 申請地の境界、面積、申請地附近の道路及び公共下水道施設の位置
- (2) 建物の区画、台所、水洗便所及び浴室、その他排水施設の位置
- (3) 管渠の配置、形状寸法及び勾配